

「其儀建久四年五月二十八日賴朝公の御世に當りて、岡部の左門、彌太の六郎、右兩人の者弓矢争ひ有りて岡部左門は弓の道に秀れたと有つて屢々高名を表し、左門思ふには我此儘過せば慢心出で其の身を害せんと有つて自ら黒髪を剃降し出家と成つて諸國を行脚に出で南海に船を浮べ其時風雨激しくして一つの島に着く。石上に眠り居る處不思議成哉觀音一體現われ給ふて、汝を此處に待つ事久し、我を安置仕立なば其身全うする事夢々うたがうべからず、左門夢さめて見れば、アラ不思議成哉我前に觀音一體現われ有り、あら有難やと我乗りし船の笞を以て尊堂を築き安置仕奉りしと御座ります。それ故其處を笞ヶ島と聞き傳へたるまゝ言上申上ます。」

「成程始めて聞いた笞ヶ島の由來予は喜ばしく存するぞ。」

「ハーア。」

「予は近く笞ヶ島に於て狩を催し致するぞ。」

「ハーア。おそれながら其儀は御止り下さるべし。」

「何故止めるや。」

「ハハアー。昔眞田安房守當時城主たる時に、彼の島の木材を切つて用木に充てんとあつて榎十九人入れましたる節、神罰佛罰と有つて十九人の榎一人残らず死したと御座ります。其後一人も彼の島へ入る事堅く禁する所に御座ります。」

「黙れ。」

「ハ、ア」

「異なる事を申す者かな、神社佛閣破却致せば神罰佛罰は有るべき笞、其處に住居する鳥類獸類を射取るに何の罰や有ふ一時も早く用意を致せ。」

「ハ、ア……」

其儘スツとお起ちになつて奥室へお這入りに相成りました。活潑な殿様の仰せで御座りますから是非なく仰せに従いまして狩鞍の當日を極めます。一家中の評定を仰ぎまして愈々當日に成りますと加太岬まで城下より三里御座ります。御行列で御殿様がお出狩になります。お觸れが出来ますと市中は甚い評判でわい／＼騒いで居ります。濱には地黒丸と云ふ立派な御座船が着いて居ります。此の御座船は加藤清正が秀吉公より拜領の御船で御座居ますが故有つて賴宣公へ清正公よりお譲りになつた船で御座ります。御殿様の御座船には紫縮緬に丸に三ツ葉葵の定紋の付いた幕がはつて御座います。殿様が御座船に御乗込みに成つて近衆の方も乗込みます。家中の方々もそれ／＼船へ乗込みます。サア時刻が参りますと水師頭が船首先へ出まして、首途の船歌を歌へ／＼と聲が掛りますと船人が聲を揃へて（ながきよのとをのむねりのみなめさめ、なみのりふねのととのよきかな）と一同の船人が舳の聲から取りまして（エ……ア……エ……ア……）このエ……の仕切りに他の大名は此の太鼓はお差留で打